

I プロポーザル実施要領

I 趣旨

この要領は、原城跡世界遺産センター備品等購入契約の締結にあたり実施するプロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）について、提案内容及び業務等の遂行能力が最も優れた者（以下「最優秀提案者」という。）を選定する手続等について必要な事項を定める。

2 業務の概要

（１）業務の名称

原城跡世界遺産センター備品等購入（以下「本業務」という。）

（２）業務の目的、内容等

別紙「原城跡世界遺産センター備品等購入仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

（３）履行期間

契約締結日から令和９年３月２９日（月）まで

- ・ 備品設置期限日 ： 令和８年１２月２８日（月）
- ・ 使用開始日（予定）： 令和９年１月４日（月）

（４）提案上限額

提案上限額は、１８,７３０,０００円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とし、提案金額は、この提案上限額を超えてはならない。なお、この提案上限額は、契約時の予定価格を示すものではない。

3 プロポーザルの種別

本プロポーザルの方法は、公募型プロポーザル方式とする。

4 担当窓口

南島原市教育委員会 文化財課 世界遺産推進班

〒859-2412 南島原市南有馬町乙1023番地

TEL : 0957-73-6705 FAX : 0957-85-2767

e-mail : sekaiisan@city.minamishimabara.lg.jp

5 スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは、次のとおりとする。ただし、状況により変更する場合がある。

項 目	日 程（期限日等）
（１）公告、プロポーザル実施要領等の公表	令和８年８月３日（月）
（２）質問の受付期限	令和８年８月１７日（月）
（３）質問に対する回答期限	令和８年８月２１日（金）
（４）参加表明書の提出期限	令和８年８月２６日（水）
（５）参加資格審査結果の通知	令和８年９月２日（水）
（６）企画提案書の提出期限	令和８年９月１６日（水）
（７）プレゼンテーション及びヒアリング	令和８年１０月上旬（予定）
（８）最優秀提案者の選定結果の通知	令和８年１０月中旬（予定）
（９）契約締結（予定）	令和８年１１月上旬（予定）

６ 質問の提出及び回答

本プロポーザルにかかる実施要領、仕様書、企画提案書等作成要領、審査基準、様式等に関する質問の手続及び回答の方法は、次のとおりとする。

（１）質問の手続き

① 提出方法

必要事項を記載した質問票（様式Ⅰ）をＰＤＦ形式に変換し、電子メールにて送信すること。

※ 電話にて当該電子メールが到達していることの確認を必ず行うこと。

② 提出先

「４ 担当窓口」に記載の担当窓口（南島原市教育委員会 文化財課 世界遺産推進班）とする。

e-mail : sekaiisan@city.minamishimabara.lg.jp

③ 提出期限

令和８年８月１７日（月）午後５時

④ 質問にあたっての留意事項

「① 提出方法」に記載した方法以外の手段（口頭、電話、ＦＡＸ等）により質問票が提出された場合、「③ 提出期限」に記載した日時を過ぎて質問票が提出された場合及び次のアからオまでに掲げる趣旨の質問には、回答しないこととする。

ア この要領及び企画提案書等作成要領、審査基準等（以下「本プロポーザル関係規定」という。）の記載内容の明らかな誤読による質問

イ 本プロポーザル関係規定の記載内容に対する個人的な意見と認められる質問

ウ 提案しようとする内容の是非を問う質問

エ 質問者が自ら判断又は調査すべき質問

オ 本プロポーザルと直接関係のない質問

(2) 回答の方法

質問に対する回答は、令和8年8月21日（金）午後5時までに、南島原市のホームページ上で公表する。

7 プロポーザルの参加表明

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に定めるところによりプロポーザル参加表明書その他必要書類を提出し、参加資格要件を満たしていることの審査を受けなければならない。

(1) 提出書類、方法等

① 提出書類及び提出部数

ア プロポーザル参加表明書（様式2）	正本1部
イ 会社概要書（様式3）	正本1部
ウ 会社案内（パンフレット）	正本1部

② 提出方法

持参又は郵送（宅配便等も可）とする。なお、持参の方法によらない方法により提出する場合は、電話にて到着を確認すること。

③ 提出先

「4 担当窓口」に記載の担当窓口（南島原市教育委員会 文化財課 世界遺産推進班）とする。

(2) 提出期限

令和8年8月26日（水）午後5時

(3) 参加資格の審査結果通知

参加資格の審査結果は、令和8年9月2日（水）までに電子メールにて通知する。なお、審査結果通知書の原本は、後日郵送する。

8 企画提案書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者（事前に、本プロポーザルの参加表明を行い、参加資格要件を満たしていることの審査を受けた者に限る。）は、次に定めるところにより企画提案書その他必要書類（以下「提案書等」という。）を作成し、提出しなければならない。

(1) 提出書類、方法等

① 提出書類及び提出部数

提出書類	提出部数
ア 企画提案書等の提出書（様式4）	1部（正本1部）
イ 企画提案書（様式5）	10部（正本1部及び副本9部）
ウ 提案金額の見積書及び明細書（任意様式）	10部（正本1部及び副本9部）
エ 業務の実施体制（様式6）	10部（正本1部及び副本9部）
オ 提案者の会社案内（パンフレット）	10部（正本10部）

カ 協力事業者の会社案内（パンフレット）	10部（正本10部）
キ 類似業務の実績（様式7）	10部（正本1部及び副本9部）
ク 実績を証明する書類	10部（写し10部）

② 提出方法

持参又は郵送（宅配便等も可）とする。なお、持参の方法によらない方法により提出する場合は、電話にて到着を確認すること。

③ 提出先

「4 担当窓口」に記載の担当窓口（南島原市教育委員会 文化財課 世界遺産推進班）とする。

（2）提出期限

令和8年9月16日（水）午後5時

9 審査

（1）プロポーザル審査委員会の設置

本プロポーザルによる審査を厳正かつ公平に実施するため、南島原市プロポーザル審査委員会条例（平成22年南島原市条例第38号）に基づき、原城跡世界遺産センター備品等購入業務審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

なお、審査委員会は、非公開とし、審査内容及び審査結果についての異議は、一切受け付けない。また、審査の経緯及び審査委員会の委員の氏名は、公表しないものとする。

（2）審査の方法等

提案書等の内容は、審査委員会において、次に定めるプレゼンテーション及びヒアリングの方法により審査する。

プレゼンテーション及びヒアリング

次の要領によりプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

ア 実施日時及び場所

（ア）実施日時は、令和8年10月上旬（予定）とする。

（イ）実施場所は、南島原市南有馬庁舎（予定）とする。

※ 具体的な実施日時及び場所は、企画提案書提出後に周知する。

イ プレゼンテーション

（ア）説明は、提案書等を用いて20分以内で行うこと。

（イ）説明は、原則として提案書等の用紙を用いて行うこと。ただし、提案書等の提出時に申し出た場合は、市が準備するモニター（55型液晶モニター（DMM.make MODEL:DKS-4K55DG6）を予定）を利用することができることとし、パソコン、ケーブルその他モニターの使用に必要な機材は、参加者が持参すること。

（ウ）事前に提出された提案書等以外の書類等の配布、利用は認めないこと。

（エ）出席者は3人以内とし、統括責任者は必ず出席すること。

ウ ヒアリング（質疑応答）

(ア) プレゼンテーションの終了後に、審査委員会の委員からヒアリング（応答時間を含め１０分程度）を行う。

(3) 最優秀提案者の選定

プレゼンテーション及びヒアリングの結果を踏まえ、「Ⅱ 審査基準」に基づき提案内容及び業務等の遂行能力を評価し、最優秀提案者を選定する。

(4) 最優秀提案者の選定結果の通知

最優秀提案者の選定結果の通知は、プレゼンテーション及びヒアリングの参加者全員に対し、令和８年１０月中旬（予定）までに電子メールにて送り、その原本は、後日郵送する。

10 参加資格要件、留意事項、失格該当事項

(1) 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の①から⑦までに記載する要件の全てを満たさなければならない。

- ① 共同企業体（複数の事業者が特定の業務を受注、履行することを目的として形成する事業組織体）でないこと。
- ② 令和８年度南島原市指名競争入札参加資格者名簿に登載されている者で、かつ、長崎県内に事業所（本社・本店、支社・支店・営業所等）を有している者であること。
- ③ 公募開始日から契約締結日までの間のいずれの日においても、南島原市競争入札参加資格者指名停止等の措置要領に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- ④ 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
- ⑤ 公募開始日から契約締結日までのいずれの日においても、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続きの開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続きの開始の申立てが行われた者でないこと。
- ⑥ 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のアからカまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- ⑦ 過去５年以内に南島原市（以下「本市」という。）が実施したプロポーザルにおいて最優秀提案者（優先交渉権者）として選定された者で、正当な理由によらず当該

プロポーザルに係る契約の締結を辞退した者又は当該契約が成立しなかったことにより本市に著しい損害を生じさせた者でないこと。

(2) プロポーザルへの参加にあたって留意すべき事項

本プロポーザルへの参加にあたっては、次の①から⑫までに掲げる事項に留意すること。

- ① 提出書類のサイズは、会社案内（パンフレット）を除き、日本工業規格A4版（一部A3版資料折込使用可）を用いること。
- ② 本業務の目的、内容等を十分把握したうえで提案すること。
- ③ 提案書等の内容は、本業務が正式に決定した後、速やかに具現化できるものであること。
- ④ 仕様書に記載するもののほか、運用方法や拡張性等、将来的に本市にとって有益な提案がある場合は、積極的に提案すること。
- ⑤ 提案金額は、本業務に要する全ての経費を積算して見積もった金額を提案すること。ただし、本業務に直接関係がない飲食費等は、計上しないこと。
- ⑥ 本プロポーザルに係る書類の作成、提出及び本プロポーザルの参加に要する経費は、提案者の負担とすること。
- ⑦ 本プロポーザルに係る提出書類は、原則として返却しないこと。ただし、不採用となった場合には、本市において定める保存年限満了後、本市の責において全て処分するものとし、提案者の承諾を得ずに審査その他の本プロポーザルを行うための手続き以外の目的で使用しないこと。
- ⑧ 本プロポーザルに係る提出書類は、審査その他本プロポーザルを行うための手続きに必要な範囲内で複製する場合があること。
- ⑨ 提案書等の作成等のために本市から受領した資料その他の情報は、本市の承諾を得ないで本プロポーザル以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならないこと。
- ⑩ 提案書等に記載された内容が基本的な契約の内容となるため、実現性が低い内容は提案しないこと。なお、契約にあたり、提案書等に記載された内容について、提案者と協議のうえ調整する場合があること。
- ⑪ 企画提案書等作成要領に定める提出書類のほかに、書類の作成及び提出を依頼する場合があること。
- ⑫ 参加表明書を提出した後に、やむを得ない事情により本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届（様式8）を提出すること。

(3) 失格に該当する場合

提案者が、次の①から⑩までに掲げる事項（以下「失格事項」という。）のいずれかに該当する場合は、失格とする。また、契約を締結するまでに、交渉権者が、失格事項のいずれかに該当した場合又は該当していることが判明した場合は、交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しないこととする。

なお、これらに伴う提案者及び交渉権者が被る損害について、本市は、一切賠償しない。

- ① 提案上限額を超える提案をした場合
- ② 提出期限までに必要な書類を提出しない場合

- ③ 提出した書類に不備があった場合（本市が認める軽微な場合を除く。）
- ④ 提出した書類に虚偽の記載があった場合
- ⑤ 著しく信義に反する行為があった場合
- ⑥ 契約を履行することが困難と認められる場合
- ⑦ 提案書等の記載内容が、法令、公序良俗に違反するなど不相当と認められる場合
- ⑧ 本業務について2件以上の提案をした場合
- ⑨ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- ⑩ 本プロポーザルの参加資格要件のいずれかを満たさない場合

II 契約

（1）交渉権者の決定

本業務の契約にあたっては、本プロポーザルにより選定した最優秀提案者を優先交渉権者として契約に向けた交渉を行う。ただし、優先交渉権者が、契約を締結できない何らかの事由が発生した場合又は優先交渉権者との協議が成立しない場合は、本プロポーザルにおいて次点となった提案者を交渉権者とする。

なお、優先交渉権者が、契約の締結を辞退したことにより契約が成立しなかった場合において、その辞退の理由が正当ではないと本市が判断した場合及び契約不成立により本市に著しい損害が生じた場合は、当該優先交渉権者である事業者に対して、本市が行う次回以降のプロポーザルへの参加資格を付与しない場合がある。

（2）契約の内容等の協議及び締結

- ① 契約の内容及び仕様は、基本的に仕様書及び提案書等の内容とすることを想定しているが、交渉権者の決定後に交渉権者と協議して最終決定する。
- ② 契約金額は、あらためて交渉権者から見積書を徴して決定する。
- ③ 契約の方法は、随意契約とする。
- ④ 本業務の受注者は、本業務の処理の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならないこと。ただし、提案書等において役割が明示されている場合及び必要に応じ本業務の一部を第三者に処理させる場合は、あらかじめ書面により本市の承認を得るものとし、当該第三者が処理した業務の結果については、受託者が全ての責任を負うこと。